
本 別 町 農 業 委 員 会
第 1 0 回 総 会 議 事 録

自 令和3年3月29日
至 令和3年3月29日

《 公 示 用 》

本 別 町 農 業 委 員 会

第10回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年3月29日（月曜日）								
開催場所	本別町役場 3階会議室								
開会及び 閉会日時	開会	令和3年3月29日 午後4時00分							
	閉会	令和3年3月29日 午後4時27分							
出席委員 (15名)	議席	委員名	出	欠	議席	委員名	出	欠	
	1番	川 初 光 章	○		9番	大和田 和 盛	○		
	2番	牧 田 安 史	○		10番	齋 等	○		
	3番	高 橋 秀 和	○		11番	井 出 英 彦	○		
	4番	岡 本 昌 久	○		12番	福 田 博 明	○		
	5番	牛 渡 広 和	○		13番	山 下 博 志	○		
	6番	齊 藤 一 成	○		14番	荒 哲 弘	○		
	7番	河 野 一 紀	○		15番	中 野 康 夫	○		
	8番	石 山 ひろのり	○						
職務のため出席 した者の職名	事務局長 倉 崎 景 一 主 査 原 英 樹 主 事 補 吉 田 蒼 汰								
議 長	会長職務代理者 河 野 一 紀								
議 事 録 署 名 委 員	6番 齊 藤 一 成 委員 9番 大和田 和 盛 委員								

第10回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程1 議事録署名委員の指名 6番 齊藤一成委員 9番 大和田和盛委員

日程2 報告第1号 令和3年度本別町農業委員会関係予算について

日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議案第2号 転用許可後における事業計画変更申請について

日程5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程6 議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について

日程7 議案第5号 職員の任免について

閉会宣言

第10回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後4時00分)
河野議長	ただ今から、第10回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
河野議長	議事録署名委員を指名いたします。 議事録署名委員は、会議規則第14条により、6番齊藤一成委員、9番大和田和盛委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。
日程2	報告第1号 令和3年度本別町農業委員会関係予算について
河野議長	報告第1号「令和3年度本別町農業委員会関係予算について」を議題とします。 事務局より報告の内容の説明を求めます。
原主査	報告第1号 令和3年度本別町農業委員会関係予算について 令和3年度農業委員会関係予算が議会において可決されたので下記のとおり報告する。令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。 主な部分を説明します。 まず歳入の道支出金の農業費補助金ですが、予算編成時点での令和2年度決算見込から、減額となっています。 続きまして歳出の報酬ですが、前年度委員の改選により増額していた分が通常に戻り減額、となっています。 需用費についても、改選時の参考図書や作業服の購入費用分を減額しています。 以上です。
河野議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。

河野議長	<p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p> <p>質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みとします。</p>
日程3	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
河野議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>本件は●●●に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●●の退席を求めます。</p> <p>(●●●退席)</p>
河野議長	<p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
吉田主事補	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。</p> <p>農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおりすべての要件を満たしていると思われますので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、賃貸借、所在・地番、●●●381番3、地目、登記・現況ともに畑、面積20,165㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、申請理由は、非農家のためと経営規模拡大のためとなっています。以上です。</p>
河野議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
斎委員長	<p>議案第1号1番について報告いたします。令和3年3月12日に私、斎と岡本委員、井出委員、中野委員の4名で調査してまいりました。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。</p>
河野議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>

河野議長	<p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
河野議長	<p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>ここで、●●●の復席を許可します。</p> <p>(●●●着席)</p>
河野議長	<p>次に2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
吉田主事補	<p>番号2番、賃貸借、所在・地番、●●●43番5、地目、登記・現況ともに畑、面積4, 478㎡、外2筆、計12, 328㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、申請理由は、借主の経営移譲のためと経営移譲のためとなっています。以上です。</p>
河野議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
高橋委員長	<p>議案第1号2番について報告いたします。令和2年10月9日に私、高橋と河野委員、大和田委員、福田委員の4名で調査してまいりました。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。</p>
河野議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
河野議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>

河野議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に3番について提案いたします。</p> <p>本件は●●●に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●●の退席を求めます。</p> <p>(●●●退席)</p>
河野議長 吉田主事補	<p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p> <p>番号3番、所有権移転(売買)、所在・地番、●●●228番6、地目、登記・現況ともに畑、面積1,277㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、申請理由は、相続した土地を売却するためと経営規模拡大ためとなっています。以上です。</p>
河野議長 斎委員長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号3番について報告いたします。調査日、調査委員は番号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。</p>
河野議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
河野議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
河野議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>ここで●●●の復席を許可します。</p>

<p>河野議長</p>	<p>(●●●着席)</p> <p>次に4番と5番について提案します。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>吉田主事補</p>	<p>番号4番、使用貸借、所在・地番、●●●117番3内、地目、登記、原野、現況、畑、面積4,390㎡、外33筆、計628,282㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、申請理由は、どちらも経営移譲のためとなっています。</p> <p>番号5番、使用貸借、所在・地番、●●●383番、地目、登記・現況ともに畑、面積297㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、申請理由は、どちらも経営移譲のためとなっています。以上です。</p>
<p>河野議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
<p>河野議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案1号4番と5番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
<p>河野議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号4番と5番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
<p>日程4</p>	<p>議案第2号 転用許可後における事業計画の変更申請について</p>
<p>河野議長</p>	<p>議案第2号「転用許可後における事業計画の変更申請について」を議題とします。</p> <p>本件は●●●に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●●の退席を求めます。</p>
<p>河野議長</p>	<p>(●●●退席)</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>吉田主事補</p>	<p>議案第2号 転用許可後における事業計画変更申請について</p> <p>次のとおり、農地の転用を許可した事業計画の変更申請があったので、承認の可否について議決を求める。 令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。</p>

番号1番、当初計画、所在・地番、●●●196番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積、3,071.63㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和3年8月30日、転用目的、農家住宅、農機具置場、変更計画は完了日が令和3年12月31日までに変更されています。事業計画どおり事業が遂行できない理由、工事業者が多忙のため施工開始時期が遅れたためとなっています。以上です。

河野議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

河野議長

質問がないようですのでお諮りします。議案2号1番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

河野議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号1番は提案のとおり承認することに決定されました。

ここで●●●の復席を許可します。

(●●●着席)

日程5

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

河野議長

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。

1番から8番を一括して提案します。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

原主査

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。

番号1番、賃貸借、所在・地番、●●●76番1、地目、登記・現況ともに畑、面積5,010㎡、外2筆、計93,068㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、賃借権、法律関係、賃貸借、始期、令和3年3月30日、終期、令

和8年1月28日、期間、4年10カ月、金額、年381,420円。

番号2番、賃貸借、所在・地番、●●●44番1、地目、登記・現況ともに畑、面積15,111㎡、外2筆、計25,751㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。金額、年134,080円。

番号3番、賃貸借、所在・地番、●●●2番2、地目、登記・現況ともに畑、面積20,123㎡、外1筆、計45,444㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期は番号1番と同じです。終期、令和8年3月29日、金額10a 当り10,300円。

番号4番、賃貸借、所在・地番、●●●70番3、地目、登記・現況ともに畑、面積4,115㎡、外1筆、計8,870㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号3番と同じです。金額10a 当り10,500円。

番号5番、賃貸借、所在・地番、●●●88番10、地目、登記、山林、現況、畑、面積22,653㎡、外1筆、計40,922㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号3番と同じです。金額10a 当り1,750円。

番号6番、賃貸借、所在・地番、●●●450番1、地目、登記・現況ともに畑、面積2,975㎡、外2筆、計64,921㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号3番と同じです。金額10a 当り8,000円。

番号7番、賃貸借、所在・地番、●●●431番5、地目、登記・現況ともに畑、面積7,123㎡、外2筆、計29,691㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期は番号3番と同じです。終期、令和13年3月29日、期間、10年、金額10a 当り8,310円。

番号8番、賃貸借、所在・地番、●●●106番1内、地目、登記・現況ともに畑、面

<p>河野議長</p>	<p>積29, 223㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号7番と同じです。金額10a 当り9, 340円。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
<p>河野議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番から8番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
<p>河野議長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番から8番は提案のとおり決定されました。</p>
<p>日程6</p>	<p>議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について</p>
<p>河野議長</p>	<p>議案第4号「農業委員会の適正な事務実施について」を議題とします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>原主査</p>	<p>議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について</p> <p>農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)に基づき、年度ごと並びに中期的な目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を義務づけられましたので、別紙様式2「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び別紙様式1「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について審議されたい。令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)のうち、14ページ1番の農業委員会の状況については2015年農林業センサスの数値により作成しておりますので、農地面積が11, 642haから11, 606haになったほかは変更ありません。2番の担い手への農地の利用集積・集約化については集積面積が14ha増え10, 760haとなっています。3番の新たに農業を営もうとする者の参入促進については、令和2年度の新規参入はありませんでした。4番の遊休農地に関する措置に関す</p>

る評価は、解消目標面積を1.5haとしていましたが、残念ながら解消された農地はありませんでした。

続きまして、5番の違反転用への適正な対応です。活動計画や実績にあるとおり違反転用の発生防止のため利用状況調査・農地パトロール等を実施し、周知しましたので違反転用はありませんでした。6番の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、農地法第3条、第4条及び第5条の4月から3月の総会までの1年間の処理件数を記載しています。内容については記載のとおりです。続きまして農地所有適格法人からの報告への対応ですが、今年は41法人が対象でした。以上が令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案です。

次に、22ページの令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。農業委員会の状況に関しては、活動の点検・評価案と同じです。次のページの担い手への農地の利用集積・集約化です。令和3年度の目標及び活動計画としては、新規の集積面積を40haと設定し、活動計画として農業委員会だより等農地中間管理事業、農地法第3条や基盤強化法による利用権の設定について周知することとしています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に関しては、目標は1経営体、活動計画として引き続き担い手育成センターによる新農業人フェアへの参加などP活動を行い参入希望者を募るとともに、受け入れる農業者を探します。次に遊休農地に関する措置ですが解消面積の目標を1.0haとしています。引き続き、農地パトロール及び毎月実施している農用地現地調査・利用調整現地調査と併せて利用状況調査を随時実施します。違反転用への適正な対応については、現状では違反転用はありませんが、引き続き発生防止のため利用状況調査・農地パトロール等を実施し農業委員会だより等で周知します。以上が令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案です。以上です

河野議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

河野議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第4号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
河野議長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は提案のとおり決定されました。</p>
日程 7	議案第 5 号 職員の任免について
河野議長	<p>議案第5号「職員の任免について」を議題とします。</p> <p>はじめに1番について提案します。</p> <p>本件は吉田主事補に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ吉田主事補の退席を求めます。</p> <p>(吉田主事補退席)</p>
河野議長	事務局より提案の内容の説明を求めます。
原主査	<p>議案第5号 職員の任免について</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり職員の任免について審議を求める。令和3年3月29日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、職氏名、吉田蒼汰、任免文、本別町に出向を命ずる。発令年月日、令和3年4月1日。以上です。</p>
河野議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
河野議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p>
河野議長	<p>したがって、議案第5号1番は提案のとおり決定されました。</p> <p>ここで吉田主事補の復席を許可します。</p>

	(吉田主事補着席)
河野議長	次に2番について提案します。
原主査	番号2番、職氏名、中野慎吾、任免文、職員に任じ主事を命ずる。発令年月日、令和3年4月1日。以上です。
河野議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
河野議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第5号2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
河野議長	「異議なし」と認めます。
	したがって、議案第5号2番は提案のとおり決定されました。
	以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。
	午後4時27分終了する。

以上、会議のてん末を録し議事録とする

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 3 年 3 月 29 日

議 長 河 野 一 紀 ㊟

署名委員 齊 藤 一 成 ㊟

署名委員 大和田 和 盛 ㊟